板橋区営住宅使用料等過誤納金返還要綱

令和４年11月30日区長決定

（目的）

第１条　この要綱は、区営住宅等の住宅使用料等の過納又は誤納（以下「過誤納金」という。）の返還について必要な事項を定め、適切な事務の執行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、東京都板橋区営住宅条例（平成９年板橋区条例第４０号。以下「区営住宅条例」という。）及び東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成１０年板橋区規則第３４号）、東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成９年板橋区条例第４１号。以下「高齢者住宅条例」という。）及び東京都板橋区立高齢者住宅条例施行規則（平成１０年板橋区規則第３５号）並びに東京都板橋区改良住宅条例（平成１５年板橋区条例第４０号。以下「改良住宅条例」という。）及び東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成１６年板橋区規則第１４号）で定める用語の例による。

（１）区営住宅等　区営住宅条例第３条に規定する住宅、高齢者住宅条例第３条に規定する住宅及び改良住宅条例第３条に規定する住宅

（２）住宅使用料等　区営住宅条例第11条に規定する使用料、同条例第16条に規定する共益費、同条例第42条の９に規定する駐車場利用料、高齢者住宅条例第11条に規定する使用料、同条例第16条に規定する共益費、改良住宅条例第９条に規定する使用料、同条例第15条に規定する共益費及び同条例第38条に規定する駐車場利用料

（過誤納金の返還）

第３条　区長は区営住宅等の住宅使用料等に過誤納金が生じたときは、当該住宅の使用者又は相続人（以下「使用者等」という。）に対して過誤納金相当額を返還する。

２　前項の規定により返還する過誤納金は、過誤納金の返還を決定した日（以下「返還決定日」という。）の属する年度の前年度から10年度分の範囲内とする。ただし、帰責事由が使用者等にないことを区が確認できるものである場合は、返還決定日の属する年度の前年度から20年度分の範囲内とする。

（返還加算金の支払い）

第４条　前条第１項の過誤納金のうち、帰責事由が使用者等にないことを区が確認できるものである場合は、過誤納金に係る利息相当額（以下「返還加算金」という。）を、過誤納金に加算して使用者等へ支払う。

２　前項の返還加算金は、過誤納金を収納した日の翌日から返還決定日までの日数に応じ、当該過誤納金に民法第 404 条に規定する法定利率を乗じて得た額とする。この場合において、過誤納金を収納した日が確認できないときは、当該過誤納金の納期の末日を収納のあった日とみなす。

３　前項の返還加算金は、過誤納金の納期ごとに算出する。

４　前２項の規定により算出した返還加算金の額に１円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てる。

（過誤納金等の充当）

第５条　前２条の規定に関わらず、過誤納金が生じた住宅に未納の住宅使用料等があるときは、過誤納金及び返還加算金をこれに充当することができる。なお、未納の住宅使用料等が複数あるときは、以下の手順で充当することとする。

（１）複数の科目があるとき　過誤納金が生じた科目と同一の科目から充当する

（２）複数の年度に未納があるとき　納付期限日が古いものから順に充当する

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、決定の日から施行する。